

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-17, 21, 22, 26, 27, 28, 43, 44	記載表現の修正 (下線部参照) (新) ※ <u>1</u> 、※ <u>2</u> 、※ <u>3</u> ・・・ ※ <u>1</u> 、※ <u>2</u> 、※ <u>3</u> ・・・	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-17	当社記載ルールに基づく記載の適正化 (下線部参照) (旧) 重大事故等対処設備のほか・・・ (新) 重大事故等対処設備の他に・・・	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-23, 30, 31, 62, 72, 215, 217, 227, 371	フロントライン系故障時の対応手段及び設備のうち、代替格納容器スプレイポンプによる発電用原子炉の冷却について、以下の記載を追記し適正化した。 ・代替所内電気設備 また、第1.4.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順及び添付資料1.4.1 審査基準、基準規則と対処設備との対応表についても同様に修正を実施した。	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-30, 31, 41, 45, 51, 57, 58, 71, 72, 73, 88, 89, 371	「重大事故等対処設備と自主対策設備」について記載の適正化を実施した。(下線部参照) (新) また、○は重大事故等対処設備 (設計基準拡張) として位置付ける。	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-31, 32, 217, 371	条文 (SA47条) 間の整合のための記載の適正化 格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合の手順に使用する設備のうち以下の設備を「重大事故等対処設備」から「重大事故等対処設備 (設計基準拡張)」へ修正した。 ・高圧注入ポンプ ・燃料取替用水ピット ・ほう酸注入タンク ・非常用炉心冷却設備 配管・弁 ・非常用炉心冷却設備 (高圧注入系) 配管・弁 ・1次冷却設備 ・原子炉容器 また、第1.4.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順及び添付資料1.4.1 審査基準、基準規則と対処設備との対応表についても同様に修正を実施した。	SA47条における整理結果を反映

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-52, 55, 56, 75, 80, 82, 84, 86	記載の適正化（下線部参照） (旧) 設計基準事故対処設備である余熱除去ポンプの崩壊熱除去機能 (新) 余熱除去設備による崩壊熱除去機能	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-97	記載の適正化（下線部参照） (旧) ・・・タイムチャートを第1.4.6図、1.4.7図に示す。 (新) ・・・タイムチャートを第1.4.6図及び1.4.7図に示す。	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-100	条文間の整合を図り記載を適正化した（下線部参照） (旧) 使用には・・・ (新) 使用に際しては・・・	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-146, 147, 154, 155, 176, 177, 196, 197	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水及び原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水について、塩分濃度の上昇は海水を注水した場合であることから、淡水（代替給水ピット及び原水槽）を注水する手段の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) なお、淡水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。 (新) なお、淡水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器器内水の不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-201	条文間整合に伴う記載の適正化（下線部参照） (旧) 「1.4.2.1(2) b. (a) i. 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高压注入ポンプによる高压代替再循環運転」 (新) 1.4.2.1(2) b. (a) i. 「可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高压注入ポンプによる高压代替再循環運転」	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-214	第1.4.1表 誤記訂正 整備する手順書名称を下記の通り修正した。 (旧) 事象の判別を行う運転手順書 (新) 1次冷却材喪失事象発生時における対応手順書	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-219, 220, 232, 235, 330	接続口設計変更の反映 格納容器内自然対流冷却及び代替補機冷却で用いる可搬型大型送水ポンプ車からの可搬型ホースの接続口について、女川2号炉及び島根2号炉の審査実績を踏まえ、屋外2箇所に加えて、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響を考慮した接続口を建屋内に1箇所設置する設計方針としたことに伴い、以下の関連する記載箇所を修正した。 ・第1.4.1表「対応手段、対処設備、手順書一覧」 ・第1.4.27図「タイムチャート」	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-301, 302, 304, 307, 309, 311, 313, 315, 316, 318, 319, , 321. 323, 326, 328, 332, 333, 334, 335, 336, 337, 338, 339, 341, 342, 343	記載の適正化 概要図の凡例の表記を見直し（縦一列の表記から横スペースも活用した表記へ見直すことにより、概要図全体の見やすさの改善を図った）	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-298	第1.4.3表 「審査基準」における要求事項ごとの給電対象設備 記載の適正化 計装用電源の給電元母線を技術的能力1.14（添付資料1.14.15）に記載している技術的能力1.15の給電経路と整合を図った。	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-311, 313	第1.4.12, 14図について、「操作対象機器」における誤記を修正。 （下線部参照） （旧）「代替格納容器スプレィポンプ出口納容器スプレィ用絞り弁」 （新）「代替格納容器スプレィポンプ出口格納容器スプレィ用絞り弁」	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-320	第1.4.20図 脱字の修正 操作手順、操作対象機器を示す表に見出しが抜けていたことから追記した。	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-334, 335, 336, 337	誤記訂正 【第1.4.31図、第1.4.32図、第1.4.33図、第1.4.34図】 概要図の「タービン動補助給水ポンプ」の表記を適正化（タービン出入口の蒸気ラインの線が上下逆であったため修正した）	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-365～379, 449, 450, 457～462	記載の適正化 添付資料番号のうち枝番号の附番方法について、女川2号炉及び大飯3/4号炉の審査実績を踏まえて各審査項目と統一を図った。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-366~371, 373, 374, 376	誤記訂正 (下線部参照) 【添付資料1.4.1】 (旧) 「非常用取水設備」は「既設」 (新) 「非常用取水設備」は「既設, 新設」 (旧) 「非常用取水設備」は「可搬」 (新) 「非常用取水設備」は「常設」 「非常用取水設備」の「既設」と「新設」の内訳 既設: 取水口, 取水路, 取水ピットスクリーン室, 取水ピットポンプ室 新設: 貯留堰	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-394	添付資料1.4.9-(1)の記載適正化 (下線部参照) ・「2. 作業場所」について記載適正化 (旧) 屋外T.P.10.3m (原水槽周辺及び原子炉建屋周辺) (新) 屋外 (原水槽周辺及び原子炉建屋周辺) ・「4. 作業の成立性」について記載適正化 (旧) 事故時環境下 (新) 事故環境下	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-398	記載の適正化 (下線部参照) (旧) 泊発電所1号及び2号炉 (新) 1号及び2号炉	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-402, 403	添付資料1.4.15の記載表現, 脱字修正 (下線部参照) (旧) 代替IA 号炉間融通 原子炉補機冷却系 (新) 代替空気 号炉間電力融通 原子炉補機冷却水系	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-403	添付資料1.4.15の記載適正化 (下線部参照) (旧) 8時間30分以内を目安に所内直流電源の確保のための負荷の切離しを行う。 (新) 8時間以降に所内常設蓄電式直流電源設備の確保のための負荷の切離しを行う。	技術的能力1.14の記載変更に伴う修正

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-403	添付資料1.4.15の記載を適正化（下線部参照） (旧) 原子炉格納容器温度・圧力 (新) 原子炉格納容器温度及び圧力	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-406	当社記載ルールに基づく記載の適正化（下線部参照） (旧) あたっては (新) 当たっては	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-407	添付資料1.4.17の記載を適正化し条文間の整合を図った（下線部参照） (旧) 社内規定類 (新) 社内マニュアル	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-408	記載適正化のため、第2表 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却時の出入口温度及び第2図 重大事故等時の格納容器再循環ユニットの除熱性能曲線について、格納容器再循環ユニットの粗フィルタを取り付けた場合のデータから粗フィルタを取り外した場合のデータへ変更した。 (粗フィルタを取り外した場合の方が可搬型温度計測装置で計測する冷却水温度の変動範囲が大きくなるため、可搬型温度計測装置の把握能力を示す上で適切である。粗フィルタを取り外した場合のデータを使用することは大飯と同様。)	技術的能力1.15の添付資料1.15.12の修正を反映
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-412	添付資料1.4.18 記載の適正化（下線部参照） (旧) 水素濃度目安 : 8 vol% (ドライ) ※ (新) 水素濃度目安 : 8 vol% (ドライ) 一	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-418	脱字訂正（下線部参照） (旧) 格納容器水位計位置 (C/V内注水量約6100m ³) (新) 格納容器水位計位置 (C/V内注水量約6 ₁ 100m ³) (旧) 炉心発熱有効長の中心高さ相当 (約4900m ³) (新) 炉心発熱有効長の中心高さ相当 (約4 ₉ 900m ³)	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-423, 426～429, 434	添付資料1.4.18について、附番適正化を実施	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-424	添付資料1.4.18について、以下のとおり記載の適正化を実施。資料内で記載表現を統一。(下線部参照) (旧) (b) 大破断LOCA時には…以下については考慮しない。 (新) (b) 大破断LOCA時には… <u>上図</u> においては以下については考慮しないこととした。	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-445	添付資料1.4.22の記載表現修正 (下線部参照) (旧) 漏洩 恐れ (新) 漏えい おそれ	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-446, 447, 448	添付資料1.4.23の記載表現修正 (下線部参照) (旧) 以下の通り。 (新) 以下のとおり。	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.10.0)	1.4-457, 458	添付資料1.4.28について、以下のとおり記載の適正化を実施 ・見出しの脱字修正 ・有効数字4桁の表現適正化(「,」追加) ・1.判断基準の解釈一覧(2/2)について、タイトル行の追加	